

整理番号⑦

用地選定経過における公平性の確保

米子市自治連合会長の用地選定委員会への関与について

- 経緯は以下の表のとおり

経緯	
令和3年8月	第1回用地選定委員会の開催 ・住民代表として米子市自治連合会長（日下地区が含まれる県地区自治連合会の会長）が委員に就任
	用地選定委員会の候補地評価基準の審議 ・ <u>評価基準の決定</u>
同年9月	市町村に調査対象地の抽出を依頼
同年12月	構成市町村から調査対象地の報告 ・ <u>調査対象地に県地区が関係する尾高・日下地内が含まれていた。</u>
令和4年7月 ～同年10月	<u>評価基準に基づく一次評価、二次評価の実施</u>
令和4年12月	県地区の自治会長が連名で要望書を米子市に提出された。
令和5年3月	<u>第9回用地選定委員会（最終候補地調査の結果や答申書の審議）への欠席を求め、当該委員は欠席された。</u>
	<u>正副管理者会議において建設候補地を選定</u>

調査対象地が報告されていない期間

・調査対象地の報告前に審議された客観的な評価基準による評価。

- 当該委員は、調査対象地が構成市町村から報告される前に委員に就任されていた。
- 評価基準は、調査対象地が構成市町村から報告される前に審議・決定されていた。
- 一次評価・二次評価において、各委員が恣意的に点数を操作できるものではなかった。
- 最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するにあたり、実質的に最高点であった彦名町地内に加え尾高・日下地内も対象とした。（整理番号⑧で説明）
- 第9回用地選定委員会（最終候補地調査の結果や答申書の審議）への欠席を求め、当該委員は欠席された。

以上のことから、用地選定委員会における審議は公平性が保たれていると考えている。

（参考）

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則

令和3年3月12日

規則第4号

第4条(会議)

4 会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

整理番号⑧

最終候補地評価の箇所数を変更した
ことの妥当性

最終候補地調査の対象を複数箇所とした理由

- 第5回から第7回の用地選定委員会において、候補地評価基準に基づき、一次評価及び二次評価を行った結果、上位の評価点に大きな差がなかったことから、第7回用地選定委員会における審議を踏まえ、一次評価及び二次評価の総合評価点の上位2箇所の候補地を最終候補地調査の対象とすることとし、最終候補地調査の対象を彦名町地内及び尾高・日下地内に選定した。

【第7回用地選定委員会における審議の経過】

- 最終候補地調査を2箇所とすることについては、一つ一つの項目を見ると評価点がかなり近いということと、評価の仕方が3段階の評価であるため、最後に慎重な調査をする方がより望ましい。
 - 評価の中で点数の積み上げは、それなりの意味はあるが、1点や2点の僅差となると対外的な説明が難しい。説明責任を果たすために、最終候補地評価を行い、再度テーブルの上に乗せて正しい比較をすることは大事なことである。
-
- なお、最も点数が高かった尾高・日下地内A（193点）は、最終処分場が最終候補地調査の対象とならなかったことから、中間処理施設を建設すると農地を分断する位置になり、施設配置案としては成立しない。（この時点で彦名町地内：189点、尾高・日下地内B：186点）
 - 一方で、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定した時点（R4.10）においては、施設の面積が決定されていないこと、尾高・日下地内Bは、尾高・日下地内Aと半分程度が同一の敷地となっていることから、一つの施設配置案として取り扱うこととした。

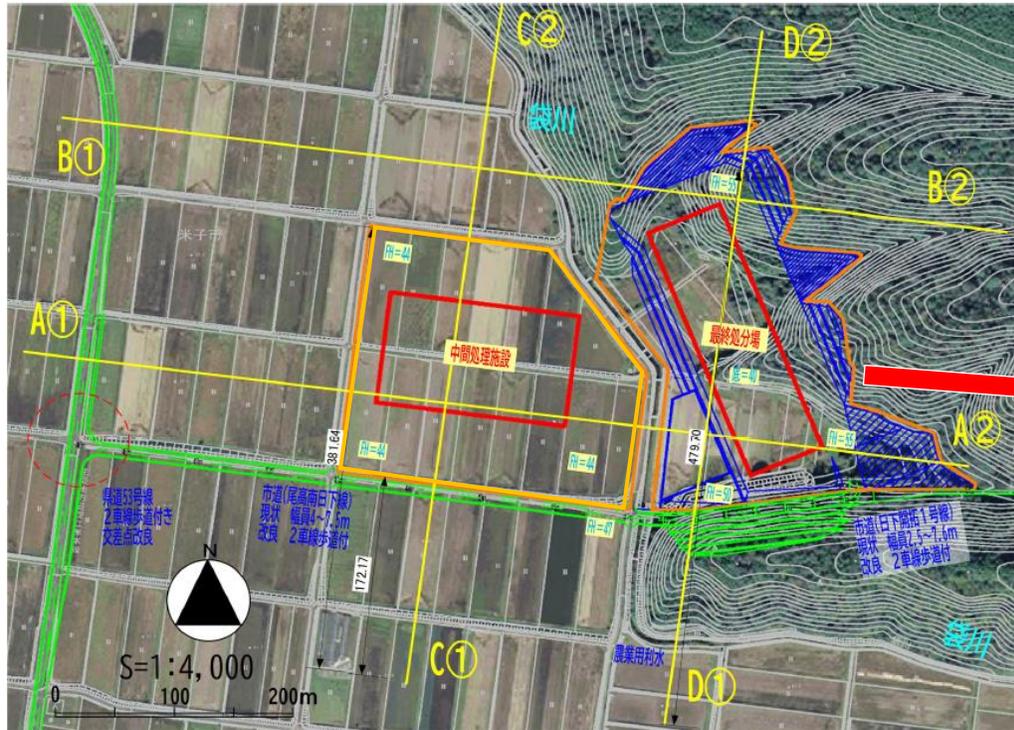
一次評価及び二次評価の結果（中間処理施設）

- 一次評価では米子市彦名町地内が、二次評価では尾高・日下地内Aが、それぞれ最も点数が高い結果となり、総合評価点では、尾高・日下地内Aが最も点数が高い結果となった。

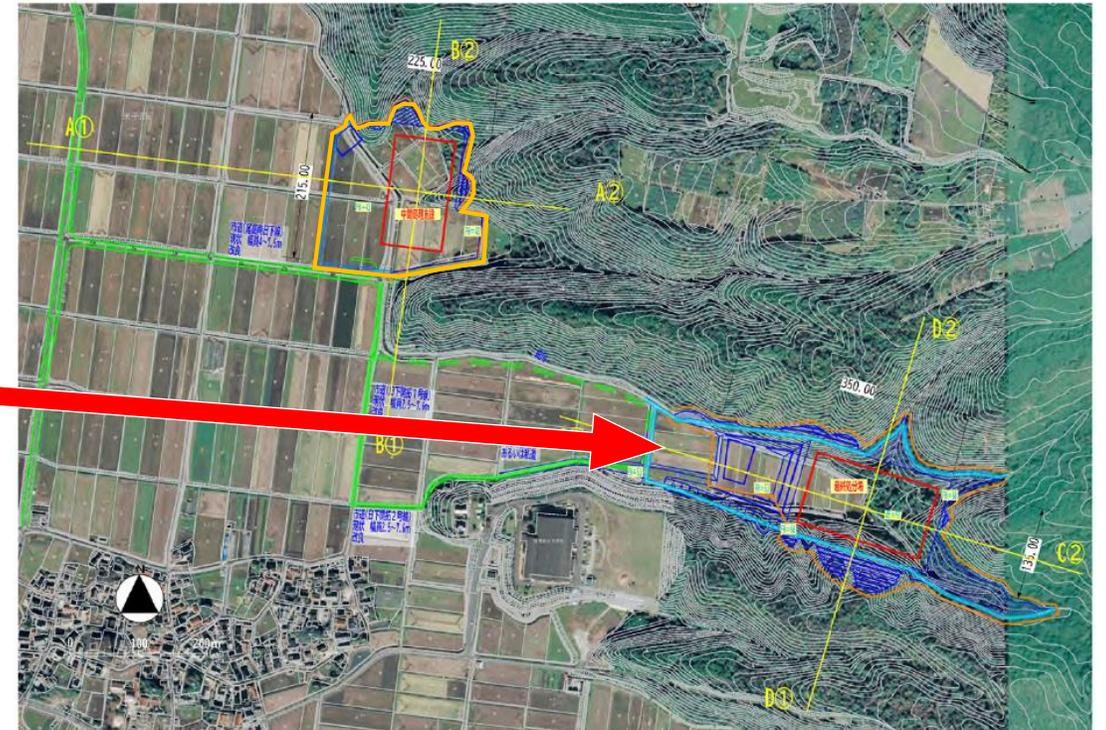
基本評価項目	彦名町地内	新山・陰田町地内A	新山・陰田町地内B	尾高・日下地内A	尾高・日下地内B
候補地の特性	23	23	21	27	25
生活環境・周辺条件	43	33	29	35	35
自然環境・文化財	28	28	28	28	28
防災性	44	50	50	46	46
一次評価 計	138	134	128	136	134
事業実効性	11	13	13	19	13
経済性	40	21	35	38	39
二次評価 計	51	34	48	57	52
総合評価点	189	168	176	193	186

※ 網掛け（黄色）は、各項目で最も点数が高い。

尾高・日下地内A



【追加】尾高・日下地内B



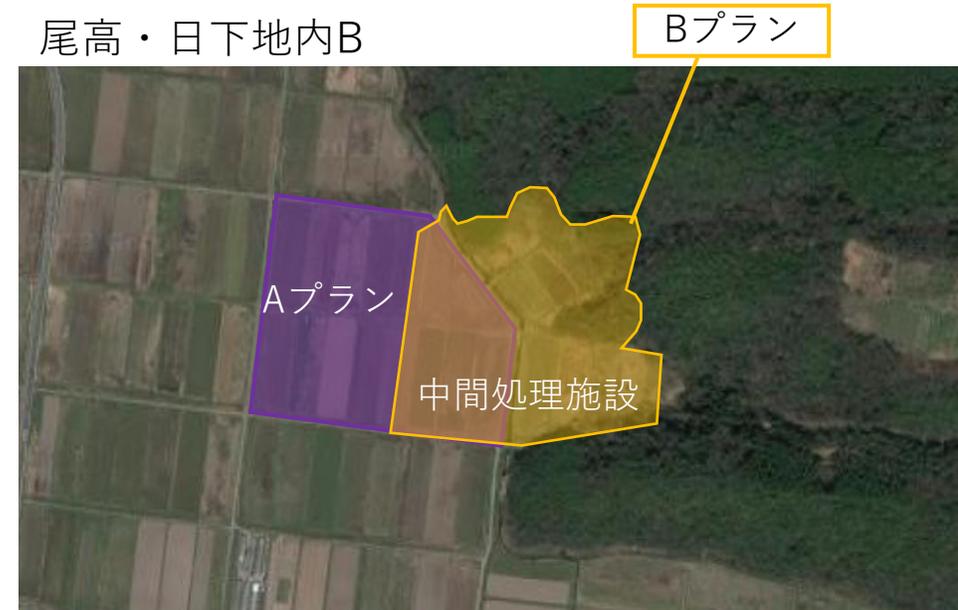
- 最終処分場を谷地形を利用した位置に移動変更
- 中間処理施設を東側（山側）に移動

(参考) 農地の分断について

尾高・日下地内A



尾高・日下地内B



当該区域は、農振農用地であり、農用地利用計画の変更が必要となる。その際、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

【農業振興地域制度に関するガイドラインから抜粋】

当該変更（農業振興地域整備計画の変更）により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第3号関係）

例えば、集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に支障が生じる場合などについては、本号の要件を満たさないものとして考えられること。

UPZの評価の必要性

UPZとは

- 原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対応を講じておく範囲として、原子力災害重点区域が定められており、原子力施設からの距離に応じて、PAZ（概ね半径5 km）とUPZ（概ね半径30 km）の区域が定められている。
- 原子力災害重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域とされている。

原子力災害重点区域の説明

PAZ 原子力発電所から概ね半径5 kmの範囲

この区域は、急速に進展する事故のときに、まずは、住民の放射線による確定的影響を回避することを念頭においている。放射性物質が環境へ放出される前の初期の段階に応じて、住民の避難や安定ヨウ素剤の服用などの予防的防護措置を準備する区域としている。

UPZ 原子力発電所から概ね半径5 km～30 kmの範囲

この区域は、緊急事態に、放射線によるがんなどの確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用などの防護措置を準備することとしている。

UPZの取り扱い

- 令和3年10月18日に開催された第2回用地選定委員会において、以下のとおり確認されている。

- 原子力災害重点区域と他の法規制区域の取扱いの違い

土砂災害区域や急傾斜地区域では、法律により施設整備等が規制されており、整備する場合は許可が必要となりますが、原子力災害重点区域は、原子力災害時の緊急対応措置の区域を指定するものであり、施設整備に係る規制はない。

また、この原子力災害重点区域に限らず、原子力関連法においても、施設整備を規制する規定はない。

- 候補地評価に係るUPZの取扱い（案）

前述の事項を踏まえると、UPZは、原子力災害対策重点区域として定めるものであり、公共施設等の立地を制限するものではないこと、また、他の原子力関連法においても、施設整備を規制する規定はないことから、候補地評価においては、次のとおり取り扱うこととする。

UPZについては、候補地選定の評価基準としない。

法律による施設整備等の規制

◆一次評価で実施した防災性に関する調査項目

基本評価項目	評価区分	評価項目	関係法令	具体的な規制
防災性	土砂災害	㊦土砂災害防止法指定地 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命、身体に（著しい）危害が生じるおそれのある土地の区域。	土砂災害防止法	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域の開発行為には県知事の許可が必要。
		㊧地すべり防止区域 地すべり区域と地すべり区域に隣接する区域を含み、公共の利害に密接に関連する区域。	地すべり等防止法	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為には県知事の許可が必要。
		㊨砂防指定地 河川の重要浸食等により土砂の生産・堆積が顕著な区域。	砂防法	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為には県知事の許可が必要。
		㊩急傾斜地崩壊危険区域 崩壊するおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に被害のおそれがあるもの。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為には県知事の許可が必要。
		㊪山地災害危険地区 山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出による災害が発生するおそれがある地区。警戒避難等の早期対応をすることで、災害の発生を未然に防止するために設定されている。	無し	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用に制限がかかるものではないが、防災上の配慮が必要。

UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設の調査

- 全国の原子力発電所のUPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設の設置状況を調査した。

調査条件

国土地理院地図を用いて、原発を中心とした30キロメートルの同心円を設定した。

同心円内に含まれる一般廃棄物の可燃ごみ処理施設を図示した。

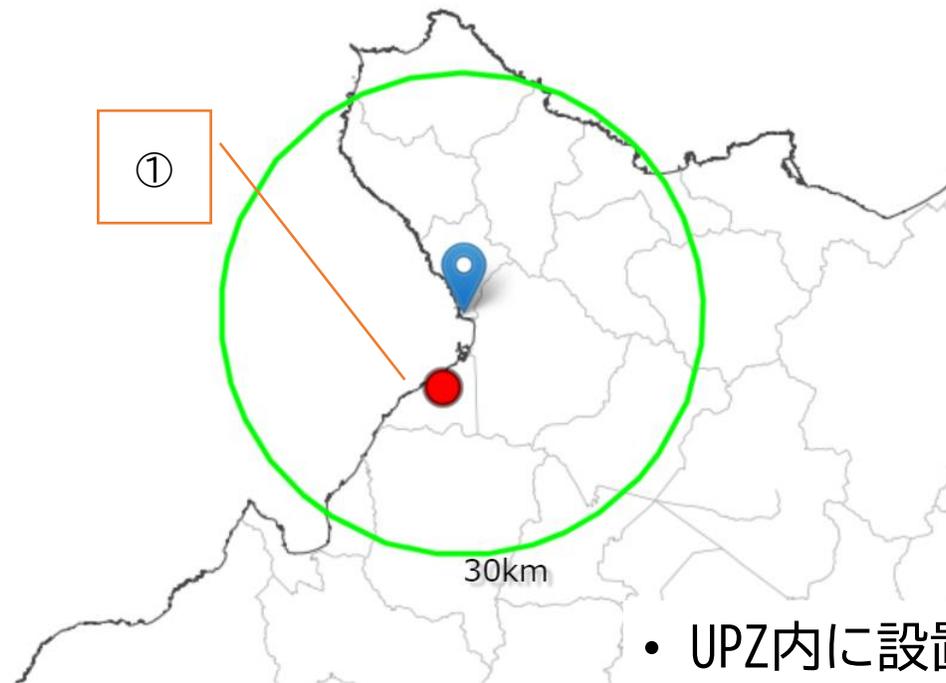
廃炉が決定されている原発及び建設中の原発は対象外とした。

UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設数（総括）

原子力発電所	UPZ内の 焼却施設の数	左記のうち 直近5年間に整備された施設数
泊	1	1
東通	2	0
女川	1	0
東海第2	8	2
柏崎刈羽	4	0
志賀	3	1
敦賀、美浜、大飯、高浜	6	2
浜岡	7	0
島根	3	0
伊方	2	0
玄海	2	0
川内	3	1
計	42	7

- 直近5年間に整備された施設で、UPZを考慮して用地を選定した施設はなかった。
- 現在、建て替え中の施設についてもUPZを考慮して用地を選定した施設はなかった。
- 各原子力発電所周辺の状況は次ページ以降に記載

泊原発電

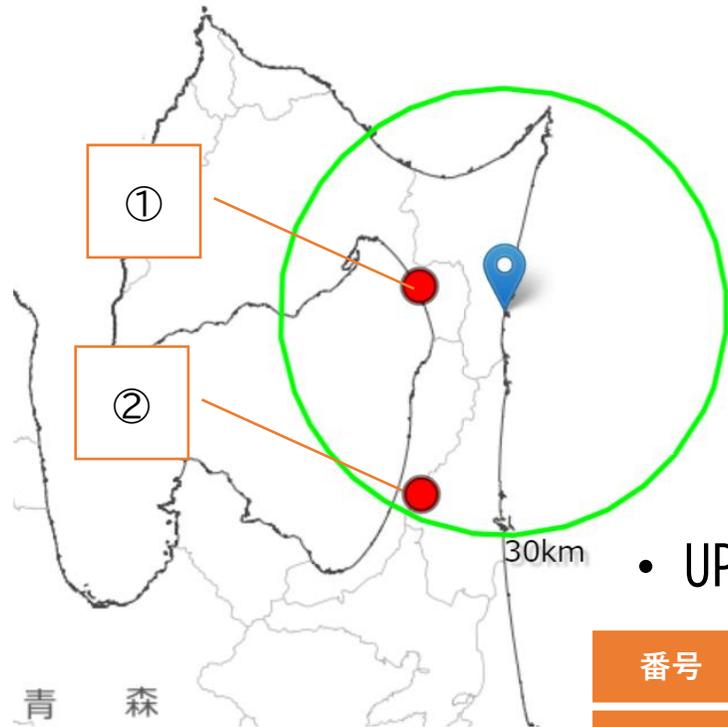


- UPZに含まれる自治体
10町3村
泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、
蘭越町、二セコ町、倶知安町、積丹町、古平
町、仁木町、余市町、赤井川村

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	岩内地方衛生組合 岩内地方清掃センター	岩内町、共和町、泊村、 神恵内村	平成30年4月1日 (新しい建設地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し

東通原発電（東北）



- UPZに含まれる自治体
1市2町2村
青森県東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村

• UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	下北地域行政事務組合 アックスグリーン	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	平成15年4月1日	隣接地に新施設を建設中 UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
②	北部上北広域事務組合 クリーンペアはまなす	野辺地町、横浜町、 六ヶ所村	平成10年4月1日	

女川原発



- UPZに含まれる自治体
3市4町
女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、
美里町、南三陸町

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

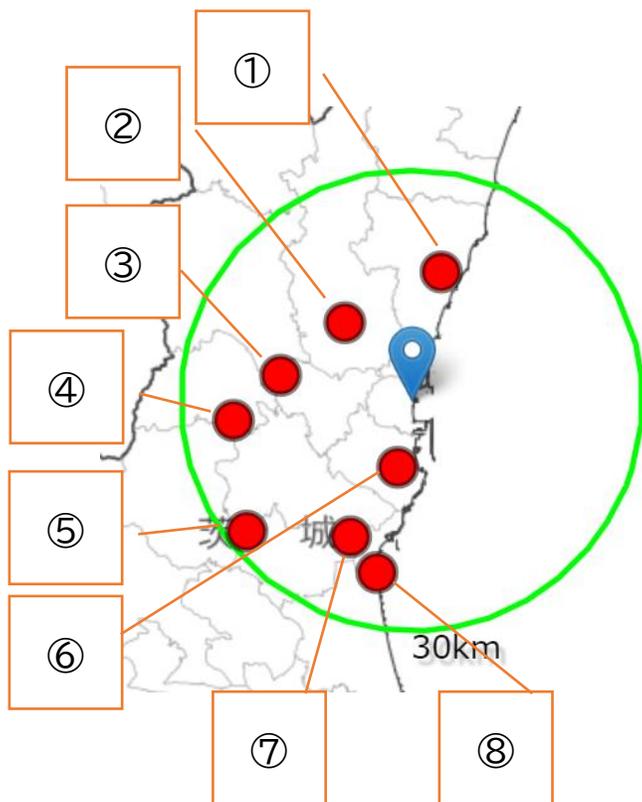
番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	石巻地域広域事務組合 石巻広域クリーンセンター	石巻市、東松島市、女川町	平成14年12月1日	

東海第2原発

- UPZに含まれる自治体
8市4町1村

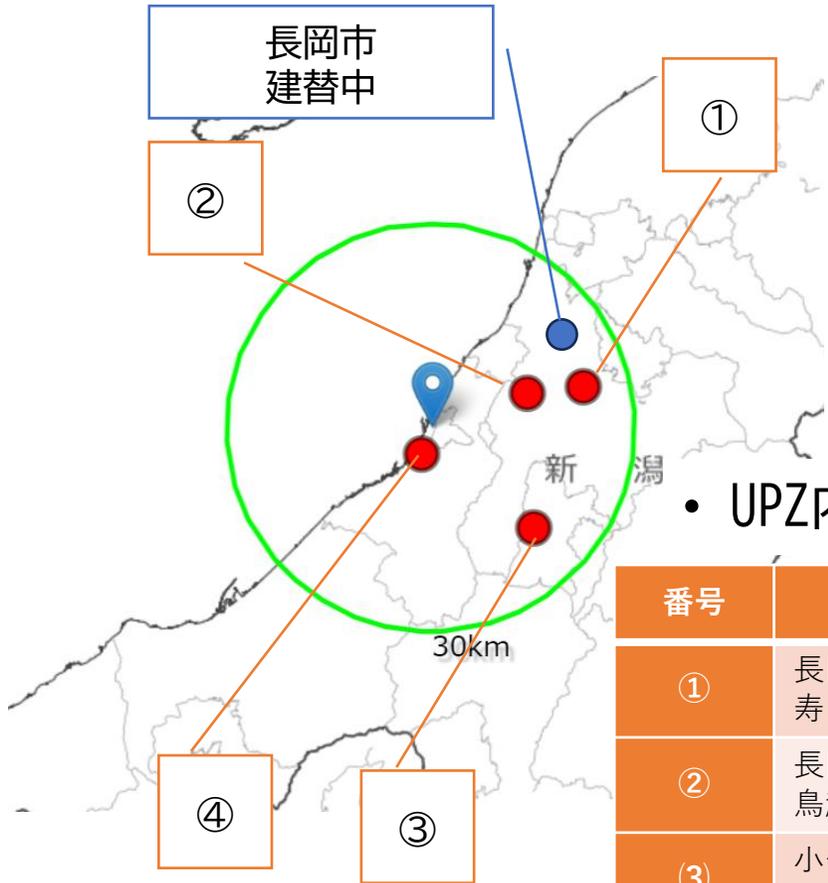
東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設



番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	日立市 日立市清掃センター	日立市	平成13年4月	
②	常陸太田市 常陸太田市清掃センター	常陸太田市	平成14年3月	
③	大宮地方環境整備組合 環境センター	那珂市、常陸大宮市	平成2年10月	
④	城里町 城里町環境センター	城里町	令和3年4月 (旧施設隣地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
⑤	笠間市 笠間市環境センター	笠間市	平成4年7月	
⑥	ひたちなか・東海広域事務組合 ひたちなか・東海クリーンセンター	ひたちなか市、東海村	平成24年5月1日	
⑦	水戸市 水戸市清掃工場 えこみっと	水戸市	令和2年4月1日 (新しい建設地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
⑧	大洗、鉾田、水戸環境組合 クリーンセンター	鉾田市、大洗町	平成4年4月	近隣に建替え中 (UPZ内) (鉾田・大洗広域事務組合) UPZ内考慮無し 住民からの意見無し

柏崎刈羽原発



- UPZに含まれる自治体
7市1町
柏崎市、長岡市、見附市、小千谷市、十日町市、上越市、出雲崎町

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	長岡市 寿クリーンセンター	長岡市	平成10年4月	新たな場所に建替え中 (UPZ内)
②	長岡市 鳥越クリーンセンター	長岡市	昭和61年4月	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
③	小千谷市 サンクリーン時水	小千谷市	平成2年3月	
④	柏崎市 クリーンセンター柏崎	柏崎市	平成4年4月	

志賀原発電

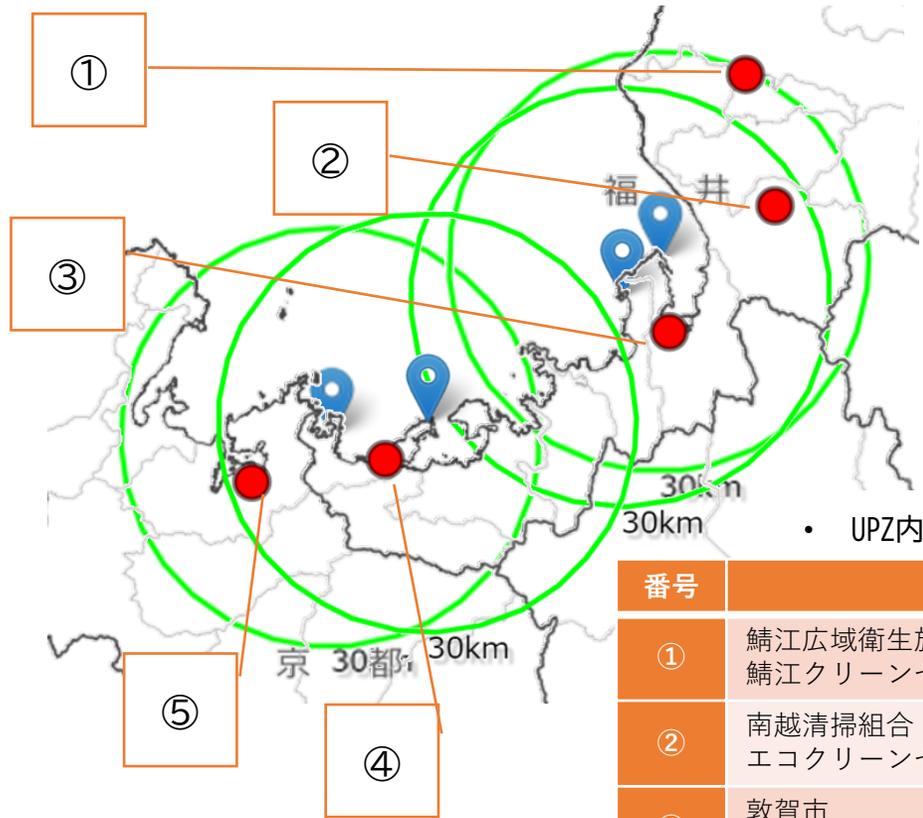


- UPZに含まれる自治体
5市4町
七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、
宝達志水町、中能登町、穴水町、氷見市

• UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	輪島市穴水町環境衛生施設組合 輪島・穴水クリーンセンター	輪島市、穴水町	令和5年1月4日	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
②	七尾市 ななかりサイクルセンター	七尾市	平成15年4月	
③	羽咋郡市広域圏事務組合 クリンクルはくい	羽咋市、宝達志水町、 志賀町	平成15年4月	

敦賀、美浜、大飯、高浜原発



- UPZに含まれる自治体
16市7町
 敦賀原発 7市6町
 敦賀市、美浜町、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町、池田町、鯖江市、福井市、長浜市、高島市、揖斐川町
 美浜原発 5市5町
 美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町
 大飯原発 6市5町
 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市、高島市
 高浜原発 7市5町
 高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町、高島市

UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

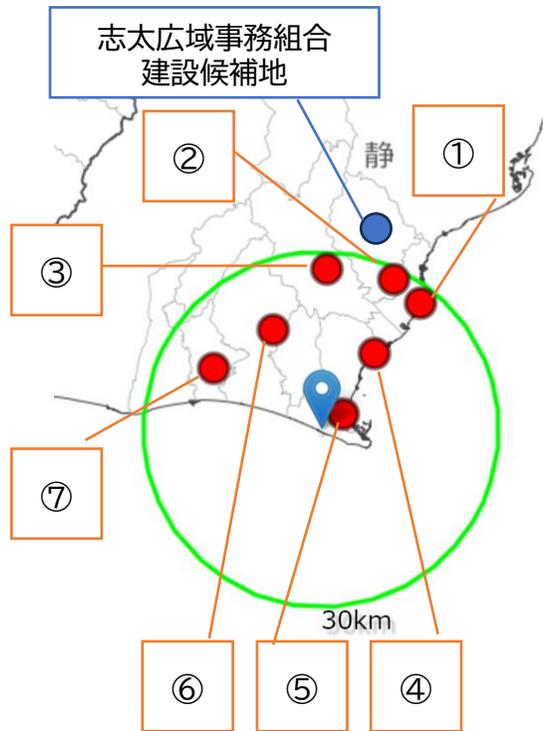
番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	鯖江市、越前市、福井市、池田町、越前町	平成4年4月1日	
②	南越清掃組合 エコクリーンセンター南越	越前市、南越前町、池田町	令和3年4年 (旧施設隣地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
③	敦賀市 敦賀市清掃センター	敦賀市	平成4年3月	
④	若狭広域行政事務組合 若狭広域クリーンセンター	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町	令和5年4月1日 (高浜町旧施設地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
⑤	舞鶴市 舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	第一工場 平成5年4月	第二工場 昭和58年4月

浜岡原発

- UPZに含まれる自治体
8市2町

牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、
焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

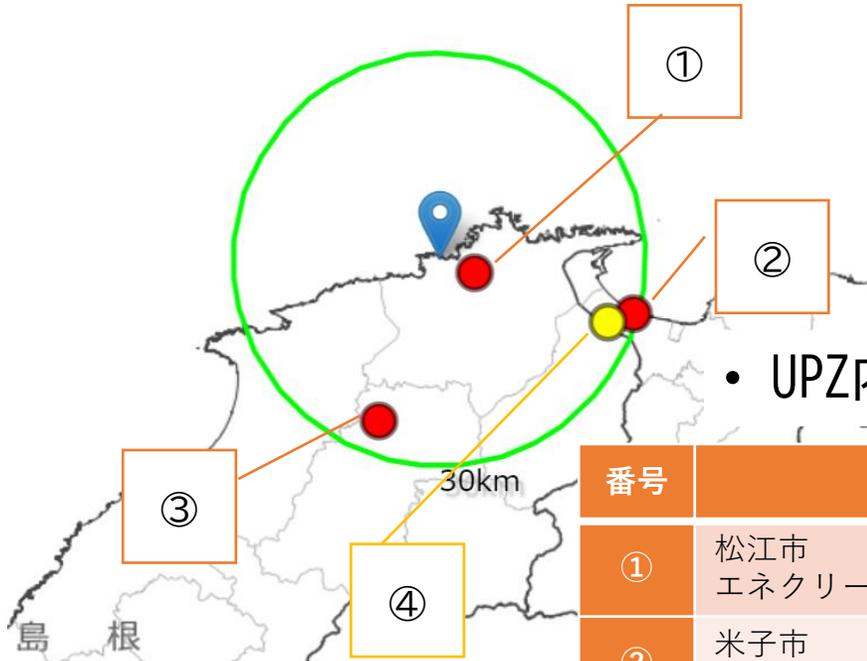


番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	志太広域事務組合 一色清掃工場	藤枝市、焼津市	平成元年8月	建替え中（UPZ外） UPZを考慮してUPZ外を選 定したわけではない
②	志太広域事務組合 高柳清掃工場	藤枝市、焼津市	昭和59年4月	
③	島田市 田代環境プラザ	島田市	平成18年4月	
④	吉田町牧之原市広域施設組合 清掃センター	吉田町、牧之原市	平成11年4月	
⑤	牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター	牧之原市、御前崎市	平成4年4月1日	
⑥	掛川市菊川市衛生施設組合 環境資源ギャラリー	掛川市、菊川市	平成17年9月5日	
⑦	袋井市森町広域行政組合 中遠クリーンセンター	袋井市、森町	平成20年4月	

島根原発

- UPZに含まれる自治体
6市

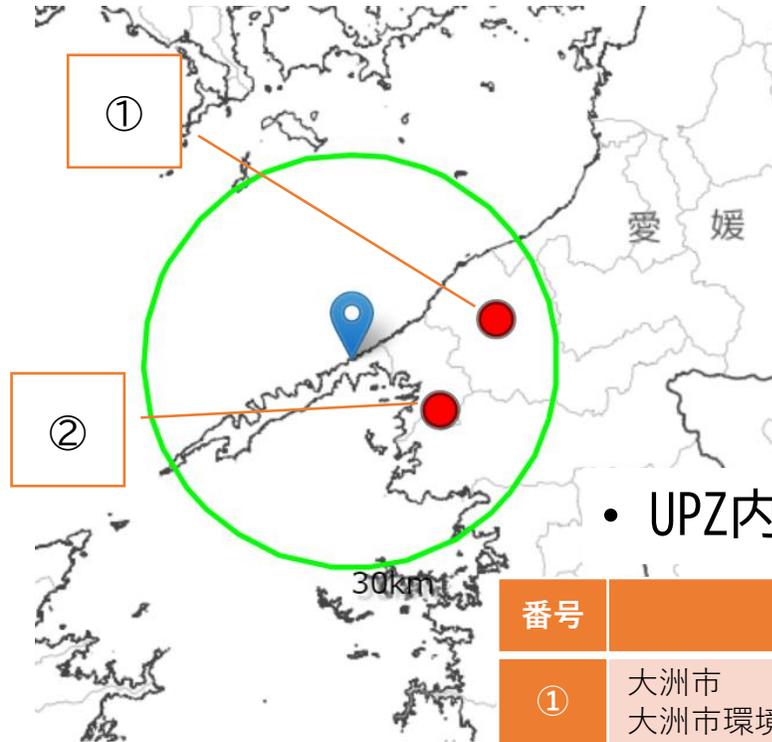
松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市



- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	松江市 エネクリーン松江	松江市	平成23年4月1日	
②	米子市 米子市クリーンセンター	米子市、境港市、日吉津村、大山町	平成14年4月	
③	雲南市・飯南町事務組合 雲南エネルギーセンター	雲南市、飯南町	平成11年4月	
④	鳥取県西部広域行政管理組合 建設候補地	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		

伊方原発

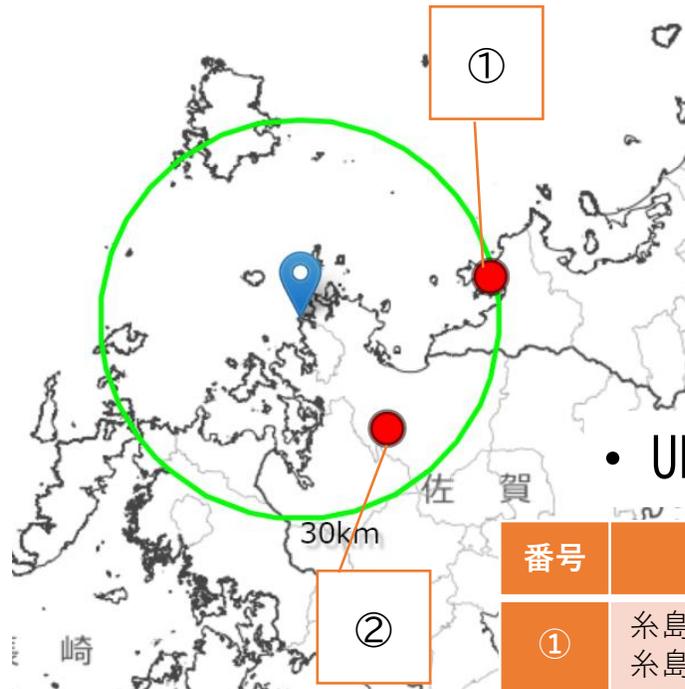


- UPZに含まれる自治体
5市3町
伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、上関町

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	大洲市 大洲市環境センター	大洲市	平成3年4月1日	
②	八幡浜市 八幡浜市南環境センター	八幡浜市	平成9年4月	

玄海原発

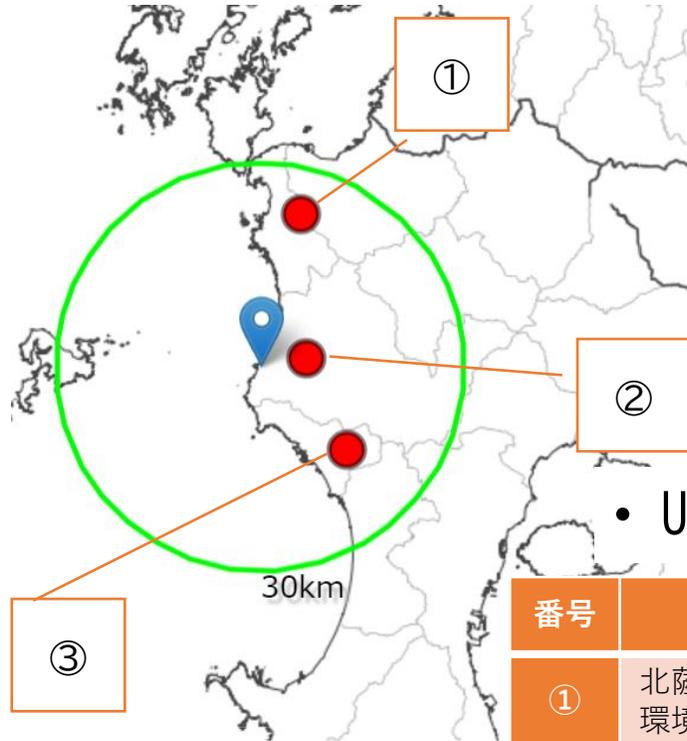


- UPZに含まれる自治体
7市1町
玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市

• UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	糸島市 糸島市クリーンセンター	糸島市	平成12年4月1日	
②	唐津市 唐津市清掃センター	唐津市	平成9年4月	

川内原発



- UPZに含まれる自治体
7市2町

薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿
児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、
長島町

- UPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設

番号	施設名	対象市町村	供用開始	備考
①	北薩広域行政事務組合 環境センター エネクリン北薩	出水市、阿久根市、長島町	令和3年4月 (新しい建設地)	UPZ内考慮無し 住民からの意見無し
②	いちき串木野市 くしきの環境センター	いちき串木野市	平成11年8月1日	
③	薩摩川内市 川内クリーンパーク	薩摩川内市	平成7年1月	

(参考) 福島第一原発事故による影響

- 双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センター（福島第一原発から約2.5km）に当時の状況を問い合わせた。
 - 放射能に汚染されている又は汚染されている可能性のある廃棄物については、環境省が施設を設置し、処理した。
 - 警戒区域とされたことにより、施設を止めた期間は4か月であったが、住民が避難したためごみも少なく、圏域外へ処理の依頼をしなかった。
- なお、下記の規定により、原子力災害の際に生じた損害は、原子力事業者がその損害を賠償することになる。

原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

（無過失責任、責任の集中等）

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

災害時の対応について（屋内退避）

- 新しい一般廃棄物処理施設はUPZ区域内に位置しており、万が一の原子力発電所の事故等により、ごみの施設への搬入が不可能になる場合が想定され、他の施設で処理することが求められる。

ケース1：UPZ区域内に**屋内退避**の指示が出された場合

- 島根県東部はUPZ区域に含まれるため、鳥取県西部圏域全体のごみ（可燃ごみを想定）について、鳥取県東・中部及び岡山県内での可燃ごみの処理の可能性を検討した結果、余剰能力があることを確認した。

◆鳥取県西部圏域の人口、可燃ごみ量

区域	R14推計人口	可燃ごみ量（R14予測）	
		年間	1日
西部圏域全体 (米子市、境港市、西伯郡、日野郡)	212,137人	55,687 t /年	153 t /日

◆鳥取県東・中部及び岡山県における可燃ごみ処理施設の余剰処理能力

主な施設	処理能力	R3年間処理量	左の処理能力	余剰能力
鳥取東部広域リンピアいなば	240 t /日	58,000 t /年	216 t /日	24 t /日
鳥取中部広域ほうきりサイクルセンター	200 t /日	27,106 t /年	101 t /日	99 t /日
岡山市東部クリーンセンター	450 t /日	104,669 t /年	389 t /日	61 t /日
岡山市当新田環境センター	300 t /日	50,575 t /年	188 t /日	112 t /日
吉備路クリーンセンター	180 t /日	28,575 t /年	106 t /日	74 t /日

災害時の対応について（広域避難）

ケース2：UPZ区域内に**広域避難**の指示が出された場合

鳥取県西部のUPZ区域の避難先は、地域防災計画において鳥取県東・中部となっているため、鳥取県西部圏域におけるUPZ区域外から排出されるごみについて、岡山県内での可燃ごみの処理の可能性を検討した結果、余剰能力があることを確認した。

◆UPZ区域内外の人口、可燃ごみ量

（UPZ区域内のR14予測人口は、米子市・境港市のそれぞれのR5.10.31現在の人口とR14予測人口を比較した減少率を、同区域内のR5.10.31人口に乗じて算出した。）

区域		R14推計人口（構成割合）	可燃ごみ量（R14予測）	
			年間	1日
UPZ区域内	米子市の一部	45,627人	—	—
	境港市	31,188人	—	—
	計	76,815人（36%）	20,047 t /年	55 t /日
UPZ区域外	米子市の一部、西伯郡、日野郡	135,322人（64%）	35,640 t /年	98 t /日
合計		212,137人	55,687 t /年	153 t /日

鳥取県東部・中部で処理

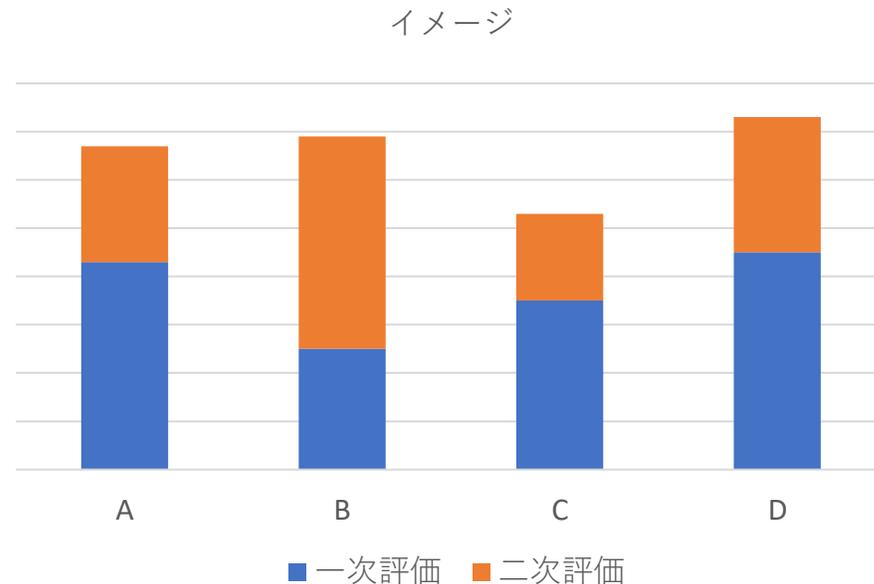
◆岡山県における可燃ごみ処理施設の余剰処理能力

主な施設	処理能力	R3年間処理量	左の処理能力	余剰能力
岡山市東部クリーンセンター	450 t /日	104,669 t /年	389 t /日	61 t /日
岡山市当新田環境センター	300 t /日	50,575 t /年	188 t /日	112 t /日
吉備路クリーンセンター	180 t /日	28,575 t /年	106 t /日	74 t /日

最終候補地評価における 相対評価の妥当性

一次評価及び二次評価を点数（絶対評価）とした理由

- 評価基準は市町村から調査対象地が報告される前に審議された。
- この時点において、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するために一次調査、二次調査の結果を点数化し、順位付けをする必要があった。



最終候補地評価を相対評価とした理由

- 最終候補地評価の対象は2カ所であり、優位性を判定するためには各調査結果を比較すれば足りる。
- また、一次評価、二次評価における重み付けの議論を踏まえて、最終候補地評価においては、評価項目の重み付けはしないこととなった。
- 以上から、最終評価は、相対評価によるものとなった。

一次評価及び二次評価における評価点の重み付けに関する検討

- 第2回用地選定委員会において、一次評価及び二次評価の点数の審議が行われた。
- 委員会の資料では、一次評価160点を65点に、二次評価50点を35点に圧縮し、合計100点とする案であったが、この案に対し、委員から「そのまま使うほうが分かりやすくてよい」などの意見が出され、評価項目の重み付けはしないこととなった。

◆重みを付けた配点をしない理由

- 配点の根拠づけが困難である。
- 他自治体事例において、重みを付けた配点を採用する事例は少ない。

一次評価・二次評価における評価点の重み付けに関する審議を行った際の資料①

◆一次評価項目

基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目配点	基本評価項目配点			
一次評価	① 候補地概要	a) 土地条件	ア) 土地の高低差 (m)	5	16		
			イ) 敷地の形状	5			
			ウ) 支障物の有無	5			
		② 地質条件	ア) 地盤	5			
		③ 気象条件	ア) 積雪寒冷特別地域	5			
		④ 土地利用規制	ア) 都市地域	5			
			イ) 農業地域	5			
			ウ) 森林地域	5			
		4区分		評価項目数 8		40	
		② 生活環境・周辺条件	a) 幹線道路	ア) 系統数		5	18
	イ) 車線数			5			
	ウ) 歩道有無			5			
	エ) 通学有無			5			
	オ) 混雑度			5			
	b) 周辺土地利用		ア) 住宅群 (集落) までの距離 (m)	5			
			イ) 病院までの距離 (m)	5			
			ウ) 学校までの距離 (m)	5			
	③ 放流先の条件		ア) 漁業権の有無	5			
イ) 利水の有無			5				
3区分		評価項目数 10	50				

基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目配点	基本評価項目配点	
一次評価	③ 自然環境・文化財	ア) 希少種の生息環境	ア) 鳥獣保護区 (指定状況)	5	15
		② 自然環境規制	ア) 自然保全地域	5	
		③ 史跡・文化財	ア) 史跡・名勝・天然記念物の有無	5	
			ア) 埋蔵文化財の有無	5	
	3区分		評価項目数 4	20	
	④ 防災性	a) 法規制等	ア) 土砂災害防止法の区域	5	16
			イ) 地すべり防止区域	5	
			ウ) 砂防指定地	5	
			エ) 急傾斜地崩壊危険区域	5	
			オ) 山地災害危険地区	5	
			カ) 洪水浸水想定区域	5	
			キ) 津波災害警戒区域	5	
b) 地盤状況			ア) 地すべり地形	5	
			イ) 地盤係数	5	
			ウ) 既知断層からの距離 (m)	5	
2区分		評価項目数 10	50		
一次評価点	12区分	合計評価項目数 32	160	65	

一次評価・二次評価における評価点の重み付けに関する審議を行った際の資料②

◆二次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目配点	基本評価項目配点
二次評価	⑤ 事業実行性	③用地取得	㊦土地の取得性	5	15
			①地権者数	5	
			㊧抵当権等の設定状況	5	
		④建設期間	㊦建設整備スケジュール	5	
		2区分	評価項目数 4	20	
	⑥ 経済性	③運搬費	㊦【中間処理施設】 収集運搬費（億円／年）	5	20
			①【最終処分場】 埋立物運搬費（億円／年）		
		④インフラ整備費	㊦搬入道路（新設・改良費）（億円）	5	
			①水道（敷設費）（億円）	5	
			㊧電気（敷設費）（億円）	5	
㊦公共下水道（敷設費）（億円）			5		
⑤施設整備費	㊦【中間処理施設】 敷地造成地（億円）	5			
①【最終処分場】 処分場・浸出水処理施設整備費（億円）					
3区分	評価項目数 6	30			
二次評価点	5区分	合計評価項目数 10	50	35	

◆第2回用地選定委員会における発言内容（重みを付けた配点について）

発言者	発言内容
委員	一次評価の基本評価項目配点は15点から18点の範囲で、評価項目の数が多いところは圧縮幅が大きくなり評価項目当たりの点数の重みが小さくなる。特に「②生活環境・周辺状況」と「④防災性」の理由は何か。
事務局	各評価項目については、できるだけ広範囲で、多角的に調査を行うべきとの考えでそれぞれの項目を設定した。「②生活環境・周辺状況」と「④防災性」は、他と比較し重要な基本評価項目との認識から重み付けを行ったが、評価項目の数が多いため、ご指摘のとおり、評価項目当たりの重みは小さくなる。
委員	各評価項目が同程度の重要性ならば、合計点の160点を基本評価項目配点の65점에圧縮すればいいのではないか。大切さは同じという前提で第三者に分かりやすく、100点満点にするため一次評価点は同じ圧縮率で65점에設定する方がよい。二次評価も同様。
事務局	基本評価項目配点の提案において、住民、地域の方にとどの基本評価項目に重みをおいたのか明確にするため、配点に差をつけた。基本評価項目配点は事務局で判断しご提案したが、ご指摘を踏まえ160点に見合う重み付け等、改めて検討させていただく。
委員	「②生活環境・周辺条件」と「④防災性」の評価項目の数が多いのは、それだけ重要で、特に「②生活環境・周辺条件」は住民にとって大切。多数の評価項目を圧縮するより、そのまま使う方が分かりやすくよい。4つの基本評価項目についてはそれぞれに重みはあるが、ほぼ対等に評価するという事になっている。評価項目を増やすと勝手に重くなり、どこに重みを置いていくのかということの評価すべき。全評価項目の配点を同じ点数とすることに違和感がある。
委員長	地域の住民の方にも、利害関係に一切関係のないところに住んでいる方にも、十分に納得できる配点であることが必要であり、項目の配点について再検討してほしい。
事務局	現在は全評価項目の配点を同じ点数としているが、委員の皆様のご意見を十分に踏まえ、改めて配点について検討させていただく。

整理番号⑪

最終候補地評価における 防災面の評価

最終候補地評価の項目に防災面（原発事故、津波、洪水浸水）の項目がない理由

- UPZについては、整理番号⑨の説明のとおり、候補地選定の評価基準としないことが第2回の用地選定委員会で決まっていた。
- 防災性（津波、洪水浸水）に関しては、一次評価において、米子市洪水ハザードマップ及び米子市・日吉津村津波ハザードマップにより評価済みである。
- 用地選定委員会における選定の手法として、評価項目の重み付けはしないとされたことから、一次評価及び二次評価の調査項目と最終候補地調査の調査項目とは重複しないよう設定する必要があるため、最終候補地評価の項目に防災面の項目はない。

※一次評価の結果は次ページ以降に記載

- 最終候補地評価における生物調査は、一次調査（机上調査）により、尾高・日下地区の建設候補地において、クマタカ（特定希少野生動植物）の生息の可能性についての情報があったため、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因となり得るものであり、尾高・日下地区における現地調査を実施したもの。
- また、交通量の調査は、搬入車両による交通渋滞等に関する意見を踏まえ、施設を設置した際の交通量及び交通渋滞の将来予測を追加することとしたもの。

一次評価における防災性の評価結果（洪水浸水想定区域）

◆防災性（洪水浸水想定区域）に関する一次評価の結果

評価項目	尾高・日下地内	彦名町地内
洪水浸水想定区域	浸水深0.5m未満	浸水深0.5m以上

尾高・日下地内



資料: 米子市洪水ハザードマップ(米子市西部)

彦名町地内



資料: 米子市洪水ハザードマップ(米子市西部)

一次評価における防災性の評価結果（津波災害警戒区域）

◆防災性（津波災害警戒区域）に関する一次評価の結果

評価項目	尾高・日下地内	彦名町地内
津波災害警戒区域	津波浸水想定区域外	津波浸水想定区域外

尾高・日下地内



資料:米子市・日吉津村津波ハザードマップ

彦名町地内



資料:米子市・日吉津村津波ハザードマップ